

## 令和2年度保育所(園)・認定こども園・幼稚園入所・入園の申し込みのじ案内

【利用申請受付期間】  
12月5日(木)から12月20日(金)まで  
(土・日を除く)

令和2年4月1日より保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定分)、幼稚園・認定こども園(1号認定分)への入所(園) 希望者を対象に、新規利用申請受付が始まります。

詳細については、11月下旬(予定)から市児童福祉課、市学校課、市内各保育施設などで配布する入園案内や12月号の広報(まつしまじー)確認ください。  
※県前保育所について、令和2年度中に外壁改修工事が実施されることに伴い休所となるため、令和2年度入所児童の募集はありません。



【お問い合わせ先】  
**幼稚園・認定こども園(1号認定分)**  
市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)  
☎ 32・2114/FAX 32・3738  
Mail:jidoufukushi@city.komatsushima.i-tokushima.jp

【お問い合わせ先】  
**保育所(園)・認定こども園(2号・3号認定分)**  
市児童福祉課(市役所1階⑩番窓口)  
☎ 32・3811/FAX 33・3540  
Mail:gakkou@city.komatsushima.i-tokushima.jp

## “後期高齢者医療制度”歯科健康診査のお知らせ — 11月30日までに受診してください —

後期高齢者医療制度に加入されている下記対象者の方に、歯・歯肉の状態や口腔清掃状態などをチェックし、口腔機能の低下や肺炎などの疾病を予防するため、歯科健康診査を実施します。

対象者の方には、歯科健診受診券のはがきを8月下旬ごろにお届けしていますので、ぜひ受診しましょう。

**【対象者】**次のいずれかの方が対象です。

- ◎昭和18年(1月1日～12月31日)生まれの方
- ◎昭和13年(1月1日～12月31日)生まれの方
- ◎昭和8年(1月1日～12月31日)生まれの方
- ◎昭和3年(1月1日～12月31日)生まれの方

\*長期入院患者や施設入所者は、すでに健康状態を把握され、医師などの指導を受けていると考えられることから、歯科健康診査の対象外としています。

**【健診項目】**

問診、口腔内診査、口腔機能評価など

**【受診期間】**11月30日(土)まで

**【受診費用】**無料

\*ただし、その後の歯科治療については自己負担となります。

**【お問い合わせ先】**

- ◎徳島県後期高齢者医療広域連合事務局事業課 ☎ 088・677・3666
- ◎市保険年金課医療・年金担当(市役所1階④番窓口) ☎ 32・4120/FAX 35・0173  
Mail:hokennenkin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

### 【受診場所】

徳島県歯科医師会会員で後期高齢者の歯科健診を実施する歯科医院

\*受診可能な歯科医院の一覧表は、市保険年金課(市役所1階④番窓口)で配布しているほか、徳島県後期高齢者医療広域連合のホームページに掲載しています。

### 【受診方法】

事前に電話などで健診実施歯科医院に予約をしてください。受診の際は、後期高齢者医療被保険者証と歯科健診受診券のはがきをご持参ください。

